

米空軍嘉手納基地所属F-15戦闘機の墜落事故に対する意見書

平成30年6月11日午前6時過ぎ、那覇市の南方約80キロの海上で、米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機1機が訓練中に海上に墜落する事故が発生した。

事故現場海域周辺は好漁場で漁船等が往来する海域であり、一步間違えば操業中の漁業者を巻き込む大惨事を引き起こし兼ねず、漁業関係者はもとより市民・県民に大きな衝撃と不安を与えている。

F-15戦闘機は、嘉手納基地に配備されて以来、今回の事故を含めて10件の墜落事故が確認されているが、これらの事故原因や再発防止策について、これまで市民・県民が納得し得る説明は行われていない。また、今回、事故発生から2日後には飛行を再開していることに強い憤りを覚える。

本市上空は、嘉手納飛行場や普天間飛行場を発着する米軍機の飛行経路となっていることから、このような事故を繰り返している米軍機が飛行を続けることは、市民に不安と恐怖を与えるものである。

うるま市議会は、これまでも米軍機の事故が発生するたびに再発防止等を徹底するよう米軍や日米両政府に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、このような事故が繰り返されることに怒りを禁じ得ない。

よって、本市議会は、市民の生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回の事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

- 1 事故原因の徹底究明、関連情報の公開を迅速に行うこと。
- 2 安全性が確保されるまでF-15戦闘機の飛行を即時中止すること。
- 3 沖縄に配備されている全米軍機の住民居住地上空での飛行を全面的に禁止すること。
- 4 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長